

船橋市立一宮少年自然の家
設備保守点検等業務仕様書

令和 7 年 6 月

船橋市教育委員会生涯学習部青少年課

目 次

第 1	機械設備保守点検業務.....	2
第 2	浄化槽保守点検業務.....	3
第 3	浄化槽汚泥引抜業務.....	3
第 4	浄化槽法定検査業務.....	4
第 5	自家用電気工作物保安管理業務.....	4
第 6	消防用設備保守点検業務.....	8
第 7	非常用発電設備保守点検業務.....	9
第 8	小荷物専用昇降機保守点検業務.....	10
第 9	自動ドア保守点検業務.....	10
第 1 0	浴室衛生管理業務.....	10
第 1 1	簡易専用水道管理検査業務.....	12
第 1 2	受水槽清掃点検及び水質検査業務.....	13
第 1 3	清掃業務.....	14
第 1 4	芝生維持管理業務.....	15
第 1 5	害虫防除業務.....	16
第 1 6	事業系一般廃棄物収集運搬業務.....	16
第 1 7	グリストラップ清掃業務.....	17
第 1 8	エアコン分解洗浄業務.....	17
第 1 9	警備業務.....	17
第 2 0	建築基準法第 1 2 条点検業務.....	18
第 2 1	フロン使用機器点検業務.....	18
第 2 2	寝具類洗濯及び布団乾燥業務.....	19
第 2 3	施設案内用電柱広告掲示業務.....	19
第 2 4	ピアノ調律業務.....	19
第 2 5	清掃用具借上げ業務.....	20
第 2 6	樹木管理及び除草業務.....	20
第 2 7	松消毒業務.....	20

本仕様書は、令和2年度の設備保守点検等業務仕様書を基に作成したものであり、指定管理者が行う業務の詳細について指定管理者に要求する業務の水準を示すものである。

第1 機械設備保守点検業務

1 目的

施設の冷暖房、給排水衛生の各設備及びこれらに関連する設備の保守点検、所内の空気環境測定を行い、環境衛生上良好な状態を維持する。

2 対象機器及び業務内容

- (1) エアコン室内機 48台
動作・運転音・フィルター清掃 年24回
- (2) エアコン室外機 19台
動作・据付 年24回
性能点検 年2回
- (3) 換気扇 58台
動作・運転音・カバー清掃 年24回
- (4) ピット排水ポンプ 2台
動作・運転音・電流・軸受・圧力 年24回
- (5) 揚水ポンプ 2台
動作・運転音・電流・軸受・圧力 年24回
- (6) 雑排用ポンプ 4台
動作・運転音・電流・軸受・圧力 年24回
- (7) 井戸用（散水）ポンプ 1台
動作・運転音・電流・軸受・圧力 年24回
- (8) 空気環境測定
測定点数8ポイント（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条に基づき測定） 隔月

第2 浄化槽保守点検業務

1 目的

施設の浄化槽が正しく機能を果たし、その放流水が適正な水質まで浄化されるよう、維持管理する。

2 浄化槽の概要

メーカー SK 環境設備

処理方法 合併式浄化槽 長時間ばっ気

処理能力 222人 1日40立方メートル BOD20mg/ℓ

3 業務内容

浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の基準は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条及び第3条並びに千葉県浄化槽取り扱い指導要綱に定めるものとする。

定期点検 週1回

放流水水質検査（放流水のBODに関する水質検査） 年4回

第3 浄化槽汚泥引抜業務

1 目的

この業務は、浄化槽法第10条第1項に基づき、汚泥引抜の清掃を年1回実施する。

2 業務内容

浄化槽中に溜まった汚泥があふれないように、濃縮貯留槽、前処理スクリーン槽及び沈殿槽の汚泥を清掃すること。

第4 浄化槽法定検査業務

1 目的

この業務は、浄化槽法第11条に基づき、浄化槽法定検査を年1回実施する。

2 業務内容

(1) 外観検査

浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、最大75項目について実施する。

(2) 水質検査

水質検査は原則として、次の項目を実施する。

- ・水素イオン濃度 (pH)
- ・溶存酸素量 (DO)
- ・透視度
- ・残留塩素

(3) 書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を確認し、保守点検及び清掃が適正に行われているか検査する。

第5 自家用電気工作物保安管理業務

1 目的

電気事業法に基づき、自家用電気工作物に関する機器の機能を正常かつ良好な状態に保全する。

2 自家用工作物の概要

設備容量 425キロボルト

最大電力 258キロワット

受電電圧 6,600ボルト

非常用予備発電装置 (発電機)

発電機・定格出力 91.2キロワット

発電機・定格電圧 200ボルト

3 業務内容

- (1) 工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として次の表「点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。

【点検、測定及び試験の基準】

電気工作物		点検及び試験方法	通常点検	定期点検
引込設備	責任分界となる	外観点検	○	○
	区分開閉器	絶縁抵抗測定		○※1
	引き込み線等	区分開閉器動作試験		○※1
	架空電線、支持物ケーブル	保護継電器動作試験		○※1
		保護継電器動作特性試験		○
受電設備	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		内部点検		○
	電力ヒューズ	絶縁油の点検・試験		○
		外観点検	○	○
	計器用変成期	絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
	変圧器	絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
		外観点検	○	○
	電力用コンデンサ	絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
	避雷器	絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
	母線	絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		○	
	外観点検	○	○	

	制御回路	絶縁抵抗測定		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		計器校正試験		○
	配電盤	外観点検	○	○
	受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	外観点検	○	○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○※2
配電線路	配電装置 架空電線、支持物 ケーブル	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○※2
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○
		始動試験	○	○
		機関保護継電器動作試験		○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器特性試験		○
		制御装置試験		○
		その他は受電設備に準ずる		
	電気使用	電動機類、電熱装置 電気溶接機 照明装置	外観点検	○
絶縁抵抗測定				○
接地抵抗測定				○※2

用 場 所 設 置	配線、配電器具 その他の機器 接地装置	絶縁監視装置	○	
		漏洩電流測定	○	○
		漏電引外し試験		○
絶縁監視装置		設定値・設定値における誤差確認		○
		動作特性試験・警報発報動作試験		○
		自動伝送試験		○

注)

- ・「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
- ・※1を付した事項は、停電範囲により実施できないことがある。
- ・※2を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- ・「絶縁監視装置」については、その装置の機種に応じた点検及び試験を行う。

(2) 臨時点検及び試験

次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。また、高圧受配電設備に事故のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うこと。

- ・高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
- ・受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- ・その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

4 電気管理技術者が実施する点検、測定及び試験の周期

通常点検 月1回

定期点検 年1回

臨時点検 必要の都度

5 記録の保存

保安管理業務の結果記録等は、3年間保存すること。

第6 消防用設備保守点検業務

1 目的

消防法第17条3の3の規定による消防用設備等の定期点検を実施する。

2 業務内容

機器点検 6ヶ月に1回

機器総合点検 年1回

3 点検対象設備

	点検項目	数 量
自動火災通知機設備	受信機 (P-1級30回線)	1台
	副受信機 (P型30回線)	1台
	感知器 (差動式スポット)	94個
	〃 (定温式スポット)	48個
	煙感知器 (スポット型)	13個
	〃 (分離型)	2個
	発信機 (P型1級)	9個
	表示灯	9台
	消火栓起動リレー	1台
防煙設備	制御盤	1台
	煙感知器 (3種)	4個
	防火シャッター	3面
	防火ドア	1面
誘導灯及び非常照明	誘導灯	23台
	非常照明	122個
屋内消火栓	加圧送水装置	1組
	操作盤	1台
	屋内消火栓	9基
非常放送設備	増幅器 (480w)	1台
	遠隔装置 (20局)	1台
	非常電源	1式
	スピーカー	95個
避難器具設備	避難器具 (緩降器) 2F	1個
	避難器具 (緩降器) 3F	1個
消火器具	外廻り (10型)	8本

	1階（10型）	12本
	1階（20型）	2本
	2階（10型）	8本
	3階（10型）	3本
	屋上（10型）	1本
非常通報設備	非常通報機（事務室）	1台
	専用電話機(事務室・宿直室)	2台

4 点検資格者

消防法第17条3の3の規定による消防設備士免状の交付を受けている者、または総務省令で定める資格を有する者が実施する。

5 業務報告

業務完了後は、消防法施行規則第31条の6の規定に基づき報告書を長生郡市広域市町村圏組合消防署に提出し、その後本市に写しを提出すること。

第7 非常用発電設備保守点検業務

1 目的

消防法第17条3の3の規定による消防用設備等の定期点検を実施する。

2 業務内容

機器点検 6ヶ月に1回

機器総合点検 年1回

3 設置設備

発電機装置

メーカー ヤンマーエネルギーシステム(株)

機種 AP115C

認定対象品目・区分 防災用自家発電装置・B-D

発電機形式 横回転界磁形同期発電機

エンジン型式 6B105T-GL

定格出力 91.2KW (200V)

製造年月 平成30年1月

4 点検資格者

消防法第17条3の3の規定による消防設備士免状の交付を受けている者、または総務省令で定める資格を有する者が実施する。

5 業務報告

業務完了後は、消防法施行規則第31条の6の規定に基づき報告書を長生郡市広域市町村圏組合消防署に提出し、その後本市に写しを提出すること。

第8 小荷物専用昇降機保守点検業務

1 目的

この業務は、小荷物専用昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つために実施する。

2 業務内容

小荷物専用昇降機 1台

機器各部・電動機・制御装置等の注油・清掃（簡単な調整含む） 年2回

3 業務報告

定期検査完了後は、速やかに報告書を本市に提出すること。

第9 自動ドア保守点検業務

1 目的

この業務は、自動ドアの安全な運転状態を保つため適切な点検調整を行い、必要とする場合は修理又は部品交換を行い、故障の予防に努める。

2 機種及び台数

玄関両引き自動ドア 2台

3 業務内容

点検調整 年2回

第10 浴室衛生管理業務

1 目的

この業務は、浴室の衛生管理を図るため、浴槽のろ過装置の点検、浴槽・ろ過器・配管内の洗浄及び水質検査を実施する。

2 機種及び台数

循環ろ過装置 メーカー (株)三協

型番 NB-1型

方式 手動砂式

処理能力 7 m³/h

台数 2台

3 業務内容

(1) 装置の点検

- ・運転タイマー設定（ろ過）
- ・運転タイマー設定（塩素）
- ・逆洗洗浄移行
- ・制御盤
- ・除塵器
- ・塩素剤注入装置
- ・凝集剤注入装置
- ・工程弁
- ・ろ過ポンプ
- ・弁・配管
- ・本体
- ・その他

(2) 能力判定

- ・ポンプ電流
- ・ろ過タンク圧力

(3) 塩素濃度の確認

- ・遊離残留塩素濃度

(4) 浴槽・ろ過器配管洗浄（平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省告示第 264 号「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」参照）

(5) 浴槽水質検査（千葉県旅館業法施行条例参照） 年 1 回

検査の項目は次のとおりとする。

- ・濁度
- ・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- ・大腸菌群
- ・レジオネラ属菌

第11 簡易専用水道管理検査業務

1 目的

この業務は、水道法第34の2第2項の規定に基づき簡易専用水道の管理に係る検査を実施する。

2 水道施設の概要

水道事業体名 長生郡市広域市町村圏組合水道事業

(1) 受水槽 1基

- ・設置場所 屋外
- ・設置方式 地上式
- ・材質 ステンレス製
- ・有効容量 14.40m³ 縦3m 横3m 有効水深1.6m

(2) 高置水槽 1基

- ・設置場所 屋外
- ・容量 7m³
- ・材質 ステンレス製

(3) 用途 生活用水専用

(4) 給水方式 高置水槽式

(5) 主要配管材質 亜鉛メッキ鋼管

(6) 使用状況

- ・水量 32m³/日
- ・人数 60人/日

3 実施回数

年1回検査を実施すること。

第12 受水槽清掃点検及び水質検査業務

1 目的

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき受水槽の衛生管理を図る。

2 設備概要

(1) 受水槽 1基

- ・設置場所 屋外
- ・設置方式 地上式
- ・材質 ステンレス製
- ・有効容量 14.40m³ 縦3m 横3m 有効水深1.6m

(2) 高置水槽 1基

- ・設置場所 屋外
- ・容量 7m³
- ・材質 ステンレス製

3 業務内容

受水槽、高置水槽の衛生的環境を確保するため、年1回水槽内の清掃を行う。清掃後は構造等や維持管理の点検を実施する。また、次の内容の水質検査を行い、衛生管理に努めること。

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・亜硝酸態窒素
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ・pH値
- ・味
- ・臭気
- ・色度
- ・濁度
- ・レジオネラ属菌

第13 清掃業務

1 目的

この業務は、良好となる環境衛生の維持と建物の美化及び建材の保全に努めるために実施する。

2 業務内容

清掃業務にあたっては、日常及び定期清掃を主たる業務とし、作業基準を定めて業務を遂行すること。

(1) 日常清掃

ア 各所床面等の清掃

- ・ホール、廊下、階段等はゴミ、ホコリを掃除機で吸い取り、モップで拭き取る。その際移動可能な物品は移動すること。
- ・カーペット部分は掃除機にて清掃する。
- ・玄関は布モップで拭きあげる。汚れがひどい時は水拭きし、乾布で仕上げる。
- ・各宿泊室は掃除機で清掃する。特に冷暖房に付着したホコリの除去に努力すること。
- ・上記各所は汚損の程度により適正洗剤を用い清掃する。

イ 低所ホコリ払い清掃

- ・扉、窓、棚等はハタキ、タオル、雑巾等で拭き上げする。

ウ 什器、備品類の清掃

- ・備付けの椅子、机等のチリ払い、材質に応じて雑巾がけまたは乾拭きを行う。
- ・ホワイトボードはぬれ雑巾で拭き取る。

エ トイレ、洗面所の清掃

- ・陶器類（洗面台、便器）は薬品で洗浄し、常清潔を保つこと。
- ・汚物の処理をする。
- ・鏡磨き及び壁面の乾拭きをする。
- ・トイレ床面はゴミ、ホコリを除去してから乾拭きで仕上げる。

オ 浴室の清掃

- ・浴室内のタイルは薬品で洗浄し常に清潔を保つこと。

カ 屑籠清掃

- ・各室、所の屑籠は清掃し、紙屑は適宜回収し所定の廃棄場所へ処理する。

キ 外廻り清掃

- ・拭き掃除及び散水、紙屑を処理する。
- ・野外炊飯場・屋外トイレ・工作棟は、必要に応じ清掃する。

(2) 定期清掃

ア 床面の清掃（本館）

- ・床面定期清掃は年3回実施する。
- ・椅子、机等移動可能な物品は移動し適正用具を使い集塵する。
- ・床材に適応した洗剤を塗布しポリシャーで洗浄後、モップで拭きあげる。
- ・よく乾いてから樹脂ワックスをまんべんなく塗布する。
- ・体育館の床（大型積層フローリング）は汚れを落とし、モップで拭きあげる。

イ 窓ガラス清掃（本館・工作棟）

- ・窓ガラス清掃（サッシ清掃含む）は年2回実施する。
- ・表面の汚れを湿布で隅々まで完全に拭き取る。
- ・汚れがひどいときは適正洗剤で拭き取る。
- ・窓ガラスの総面積は、1,242㎡である。

ウ カーペット洗浄

- ・洗浄は、適正な洗剤・用具を使用し乾燥作業まで行う。
- ・第1研修室面積は、90.72㎡・第2研修室面積は、68.04㎡である。

第14 芝生維持管理業務

1 目的

この業務は、多目的広場の芝生地及び周辺の維持管理をすることで、美化及び環境の資質向上を図る。

2 業務内容

(1) 芝刈り

芝刈機を使用し刈り取り、速やかに処理すること。

(2) 除草

除草器具等を用いて刈り取ること。

(3) 施肥

施肥は、有機質化成肥料で土壌、芝生の状態に応じた肥料を使用すること。

3 業務の範囲

多目的広場の芝生地9,000㎡及び芝生地周辺4,500㎡。

4 実施回数

芝刈り・除草 年5回

施肥 年1回

芝生エアレーション 隔年（令和2年度に実施予定）

第15 害虫防除業務

1 目的

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき所内の衛生管理を図る。

2 業務内容

所内の衛生環境を常に良好な状態に維持するため、所内のゴキブリ、ねずみ（厨房・食堂のみ）の生息状況の調査及び駆除を行う。また、害虫駆除のため薬剤を使用する場合は、「船橋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」を遵守すること。

粘着トラップを配置し、捕獲状況を確認する。 年6回

生息（定着）が確認された場合は、捕獲及び薬剤処理を行う。

3 業務作業の確認

使用薬剤に関する事項（名称、希釈倍数、使用量等）及び作業方法等を書面で確認すること。

第16 事業系一般廃棄物収集運搬業務

1 目的

この業務は、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令の規定を遵守し、収集及び運搬の業務を実施することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 業務内容

（1）一般廃棄物の処理

一般廃棄物収集運搬業者として許可を受けた者に委託し、繁忙期は週2回、その他の月は週1回ごみの処理を行うこと。

（2）産業廃棄物の処理

産業廃棄物収集運搬業として許可を受けた者に委託し、廃油などの産業廃棄物の処理を行うこと。

（3）資源ごみの処理

段ボールは一宮町立一宮中学校 PTA が回収する資源ごみとする。

第17 グリストラップ清掃業務

1 目的

グリストラップに溜まった油脂や残飯等を清掃し、排水の逆流を防ぐために実施する。

2 業務内容

厨房及び野外炊飯場のグリストラップに溜まっている沈殿物や浮遊物を、年1回清掃し産業廃棄物として処理する。

第18 エアコン分解洗浄業務

1 目的

宿泊室のエアコン分解洗浄を行い、カビ等雑菌を除去し衛生管理を確保する。

2 業務内容

宿泊室にあるエアコンの分解洗浄を、隔年1回行うこと。

第19 警備業務

1 目的

この業務は、本施設の所有又は管理する財産の保護をし、円滑なる業務の運営ができるようにするため実施する。

2 警備対象物

船橋市立一宮少年自然の家

3 業務内容

- (1) 火災・盗難及び特定の異常状態の感知
- (2) 事故確認時における関係先への通報・連絡
- (3) 警備実施事項の報告

4 警備方法

総合ガードシステム

5 警備基準時間

宿泊者がいる日 22:00～翌 6:00

宿泊者がいない日 17:15～翌 8:30

休所日 8:30～ 17:15

6 警備仕様

- ・警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
- ・ガードセンターは、警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。
- ・機動隊は、ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

7 緊急時の報告

- ・異常事態が発生したことを確認した場合は、速やかに事態の確認と原因等の調査をするとともに、事態の拡大防止のため迅速適切な措置を講ずるものとする。
- ・火災及び盗難等の発生時は、消防・警察署等の関係機関に通報するとともに、本市へ連絡し、適切な措置を講ずるものとする。
- ・異常事態発生時の措置を実施した場合は、速やかに本市へ報告書を提出すること。
- ・本市に対してあらかじめ緊急連絡者名簿を提出すること。なお、緊急連絡者に変更があるときは、遅延なくその都度文書をもって通知すること。

第20 建築基準法第12条点検業務

1 目的

この業務は、建築基準法で定められた検査を実施する。

2 検査内容

建築物 3年に1回（次回は、令和5年度実施）

建築設備 年1回

防火設備 年1回

昇降機 年1回

3 検査報告

検査完了後は、速やかに報告書を本市に提出すること。

第21 フロン使用機器点検業務

1 目的

この業務は、フロン排出抑制法に基づき、フロン使用機器の点検を実施する。

2 点検機器及び検査内容

(1) 簡易点検（年4回）

- ・保健室室外機 1台
- ・第一研修室室外機 1台
- ・第二研修室室外機 1台
- ・ホール室外機 1台
- ・食堂室外機 1台
- ・宿泊室室外機 7台
- ・製氷機 1台
- ・冷凍冷蔵庫 1台
- ・冷凍庫 3台
- ・冷凍ストッカー 1台
- ・冷蔵庫 1台

(2) 定期点検 (年1回)

・ 食堂室外機 1台

3 点検・整備の記録

フロン使用機器の点検及び整備後は、記録簿を作成し、3年間保存すること。

第2.2 寝具類洗濯及び布団乾燥業務

1 目的

この業務は、使用済シーツ類の洗濯及び布団乾燥を実施し、寝具類の清潔保持を図るものである。

2 業務内容

(1) 洗濯業務

使用済のシーツ・掛けカバー・枕カバーを洗濯し、在庫を確保すること。

保有枚数 (令和7年1月現在)

シーツ 680枚

掛けカバー 680枚

枕カバー 940枚

(2) 布団乾燥

敷布団・掛け布団・毛布を乾燥機にかける。 年2回

保有枚数 (令和7年1月現在)

敷布団 210枚

掛け布団 228枚

毛布 210枚

第2.3 施設案内用電柱広告掲示業務

1 目的

この業務は、施設の広告として案内標識を設置するものである。

2 業務内容

電柱掛広告 3枚

電柱巻広告 2枚

第2.4 ピアノ調律業務

1 目的

この業務は、ピアノの音程等の管理をするため、年1回調律を行うものである。

2 業務内容

アップライトピアノの調律 1台

第25 清掃用具借上げ業務

1 目的

この業務は、利用者に貸し出し用の清掃用具等の設置及び洗濯を行うものである。

2 業務内容

設置数	モップ	13本
	玄関マット	1枚
モップ洗濯	5月から10月	月2回
	その他の月	月1回

第26 樹木管理及び除草業務

1 目的

この業務は、施設の美観保持、保全のため敷地内の樹木剪定や除草を行うものである。

2 業務内容

(1) 樹木の剪定

年1回計画的に低木・中木・高木樹木の剪定を行うこと。

(2) 枯損木伐採

台風などにより枯損木が発生した場合は速やかに伐採すること。

(3) 除草

適宜敷地内（フェンスの外周含む）の除草を行い美化に努めること。

(4) 刈り取った樹木、除草は適切に処分すること。

第27 松消毒業務

1 目的

この業務は、敷地内の松の健康を維持し、病虫害の発生および蔓延を防止することを目的に行うものである。

2 業務内容

(1) 樹幹注入

敷地内に植栽されている松のうち生木に対して、指定管理期間中、少なくとも1回以上は樹幹注入法による消毒を実施すること。

(2) 薬剤散布

敷地内に植栽されている松に対して、年に2回の散布法による消毒を実施すること。